

天津大野木マイツニューズレター

2010年5月号

2010年5月25日 担当:鈴木明男

IFRS(国際会計基準)の適用につき、「やりすぎ」に注意!

最近、世界中では IFRS (国際会計基準) の適用に向けて、大きく動き出しています。日本も例外ではなく、IFRS の適用が迫っています (強制適用時期は未定)。2010 年 3 月期から任意で早期適用が認められたことで 5 月 13 日に日本電波工業が初めて適用しました。しかし、本格的に適用開始されるのは、どうやらまだ先のようなようです。しかし、今後、徐々に適用企業も増えてくると思われますので、対象となりうる企業では、徐々にでも準備することが好ましいでしょう。

また、IFRS は日本の伝統的な会計基準とは大きく異なるとのイメージから、相当、難解と考えられているようです。

このほど、金融庁から「国際会計基準 (IFRS) に関する誤解」が公表されておりますので、その中で「全般的事項」のうち、特に関連しそうな項目について簡単にご紹介いたします。

1. 上場会社は直ちに IFRS が適用される

《誤解》

上場会社には、直ちに IFRS が適用されるので、大至急準備をしなければならない

〔実際〕

2010 年 3 月期から、一定の要件を満たす上場企業の 連結財務諸表 について、IFRS を 任意に適用できるようになった もの (個別財務諸表は日本基準のみ)。

2012 年を目途に上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断することになっており、仮に強制適用となった場合でも、十分な準備期間 (少なくとも 3 年) を確保することになっている (企業会計審議会「中間報告」)。

2. 非上場の会社 (IFRS) は適用されるのか

《誤解》

非上場の会社 (IFRS) は適用されるのか

〔実際〕

非上場の会社は IFRS を適用する必要はない。

非上場の会社 (中小企業など) に対する IFRS の強制適用は、将来的にも全く想定されていない。

(注) 上場会社の連結財務諸表に IFRS を適用する場合、当該会社の非上場の連結子会社等は親会社に対し、親会社が IFRS 適用のために必要な情報を提供する必要があるが、その場合であっても、当該連結子会社等が作成する財務諸表に IFRS の適用を強制することはない。

3. 全面的な IT システムの見直しが必要か

《誤解》

IFRS になると、IT システムを含め、業務プロセス全般について全面的に見直さなければならない。

〔実際〕

既存のシステムの全面的な見直しは、必ずしも必要ではない。

IFRS を適用するために必要な範囲で、システムの見直しを行えばよい。

4. 監査人の対応が厳しくなるのではないか

《誤解》

IFRS はプリンシプル・ベース (原則主義) なので、適切な処理の検討について、社内の人材のみでは対応できず、必ずコンサルタントなどに依頼しなければならない。

〔実際〕

コンサルタントなどの外部専門家に依頼しなければならないということはない。研修や自習、社内検討等を通じて社内の体制を整備することでも相応の対応が可能と考えられる。

なお、原則主義とは、詳細な実務指針や具体的数値指標が少なく、原理原則を規定している。
これに対して、日本はルール主義であるが、一般的にはどちらが厳格ということはなく、アプローチの違いである。

5. 英語版IFRSを参照する必要があるのか

《誤解》

IFRSになると、英語で作成された原典を参照して作成しなければならず、日本語翻訳版に従って連結財務諸表を作成することはできない。

〔実際〕

日本語翻訳版を参照して連結財務諸表を作成できる。

6. これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならないのか

《誤解》

IFRSになると、これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならない。

〔実際〕

IFRSになったからといって、内部統制を全面的に見直す必要はない。

財務報告に係る内部統制は、財務諸表が適正に作成されるための社内の体制であり、IFRSを適用するために必要な範囲で、体制の見直しを行えばよい。

7. 業績管理や内部管理の資料もIFRSになるのか

《誤解》

企業内部の業績管理や内部管理の資料もIFRSで作成しなければならない。

〔実際〕

企業内部の業績管理や内部管理の資料までは、IFRSで作成することを強制されておらず、企業の独自の方法で作成すればよい。

企業内部の業績管理や内部管理の資料の作成方法は、特に定められておらず、企業が自由に作成できる。

ただし、IFRSで対応しやすいよう、内部資料についてもIFRSで作成することを企業の方針とすることを否定するものではない。

IFRSは、2010年3月期から早期適用が可能となりましたが、将来的にも非上場企業（中小企業）などはIFRSの適用は想定されていません。

日本親会社が非上場企業で、IFRSの適用対象でない場合には、今のところ、IFRSの適用について至急対応する必要はないものと考えます。

また、早期適用可能となったといっても、あくまでも連結財務諸表が対象であり、日本においても現時点では、個別財務諸表については、対象としていません。

従って、中国現地法人でIFRSの財務諸表の作成が強制されるわけではありません。

やっても「やりすぎる」ことは必ずしも良いことばかりではありませんので、必要な部分について、必要なだけ対応できるよう、事前に充分検討することをお勧めいたします。（完）